

9 拉致問題について考えよう

ワーク 1

(1) 私たちは日々、安全で、不自由のない生活を送る権利を持っています。食べたいものを食べたい、自分の意見を主張したい、大切な人と会いたいなど、自分のしたいことや要望を持って生活しています。しかし、1970年代から1980年代にかけて、そのような日常生活が奪われた出来事がありました。

あなたの普段の生活が奪われ、望まない場所で、望まない生活を強いられた場合、どのような気持ちになるでしょうか。自分の考えを書いた上で、グループで意見を交換してみましょう。

(2) 1970年代から1980年代にかけて、日本で何が起きたのか理解しましょう。

北朝鮮当局⁽¹⁾による日本人拉致⁽²⁾問題

- 1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年9月、金正日（キム・ジョンイル）国防委員長（当時）は、小泉総理（当時）との会談において、初めて日本人拉致を認め謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5名にとどまっています。5名以外の拉致被害者についても、政府は、その速やかな帰国を北朝鮮に対して強く要求しています。
- 拉致に関する真相は明らかにされていませんが、北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作員による日本人への身分の偽装、工作員を日本人に仕立てるための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループ⁽³⁾による人材獲得、といった理由があったとみられています。
- 政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は、既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できていないままです。
- (1) 日本政府は、朝鮮民主主義人民共和国（通称：北朝鮮）を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。
- (2) 本人が望まないのに連れ去ること。
- (3) 昭和45年3月31日、日本航空351便（通称「よど号」）をハイジャックした犯人とその家族等の総称。

外務省ウェブサイト 「北朝鮮による日本人拉致問題」 より

拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことを、あわせて理解する必要があります。

ワーク 2

- (1) あなたの大切な家族の1人が、帰宅するはずの時間に帰宅せず突然いなくなったなら、そしていなくなった理由が長い間不明であるならば、あなたや残された家族はどのような思いで過ごすと思いますか。自分の考えを書いた上で、グループで意見を交換してみましょう。

- (2) 次の文章は、拉致被害者の家族である横田早紀江さんの言葉です。横田早紀江さんの娘、めぐみさんは、1977年11月に北朝鮮当局によって拉致されました。当時中学生だっためぐみさんが、ある日突然帰宅しないことに、早紀江さんは驚き、めぐみさんを探し回る日々を送りました。めぐみさんが北朝鮮当局によって拉致されたとわかったのは、行方不明になってから20年後のことでした。そして今でもなお、めぐみさんの帰国を願っています。早紀江さんの気持ちを読み取ってみましょう。

【横田早紀江さんの言葉】

私がいつも娘に伝えたいことは、『体だけは大事にしてください』と。『とにかく病気にならなければ、また必ず会えるから』と、遠く離れた娘に語りかけているのです。そのときが一日も早く訪れることを祈り、今年こそはと、あの子の帰りを待ちわびています。そして今こそ、日本国の毅然とした外交手腕を思う存分に振るってほしい。大切な多くの罪なき若者の命を奪還していただきたい、と切に願っています。それまでは私たちも、めぐみを救い出す活動をやめるわけにはいきません。家族が健やかに再会できる日を迎えること、それだけが私たちの最後の願いなのです。

「めぐみと私の35年」 横田早紀江

【横田早紀江さんの気持ち】

ワーク 3

国境を越え、人類の普遍的な価値を示した「世界人権宣言」が1948年に制定されました。2014年2月に公表された「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の最終報告書では、北朝鮮による拉致事案の被害者の出身国は、日本だけでなく、韓国やイタリア、フランスといった諸国に及ぶとされています。

世界人権宣言の内容を読み、その権利の中から拉致被害者が侵害されていると考えられる権利についてアンダーラインを引き、グループ内で比較してみましょう。

世界人権宣言 要約（一部抜粋）

- 第 1 条 平等の権利
- 第 2 条 差別されない権利
- 第 3 条 自由に、安心して生きる権利
- 第 4 条 奴隷にされない権利
- 第 5 条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利
- 第 6 条 いつでもひとりの人間として認められる権利
- 第 7 条 法律で平等に扱われる権利
- 第 8 条 裁判で守られる権利
- 第 9 条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利
- 第 10 条 公正な裁判を受ける権利
- 第 11 条 裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利
- 第 12 条 私生活の自由が守られる権利
- 第 13 条 住む場所を自由に選べる権利
- 第 14 条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利
- 第 15 条 ひとつの国の国民となる権利
- 第 16 条 結婚して家庭を持つ権利
- 第 17 条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利
- 第 18 条 自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利
- 第 19 条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利
- 第 20 条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利
- 第 21 条 政治や選挙に参加する権利
- 第 22 条 人間らしく生きることができるような保障を受ける権利
- 第 23 条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利
- 第 24 条 休暇をとったり、余暇を楽しむ権利
- 第 25 条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利
- 第 26 条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利
- 第 27 条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第 28 条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利
- 第 29 条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務
- 第 30 条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次取りまとめ]」文部科学省（平成20年3月）より

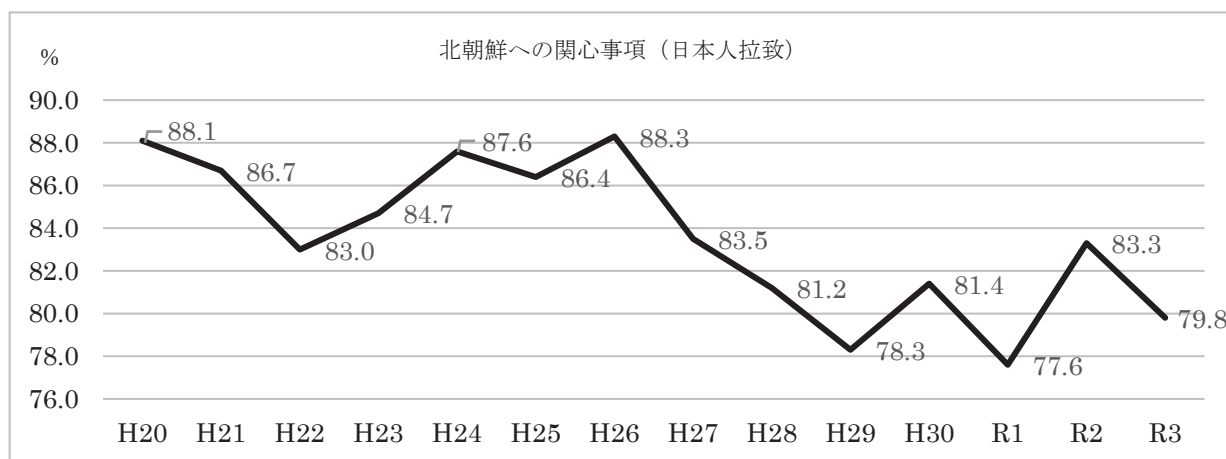
ワーク 4

拉致問題を解決するためには、日本の政府や国民は「すべての拉致被害者を必ず取り戻す」という強い決意に決して揺るぎがないことを、北朝鮮当局に対して表し続けていかなければなりません。令和3年度外交に関する世論調査において、北朝鮮のことについて関心をもっていることを聞いたところ、日本人拉致問題を挙げた人の割合は、質問項目の中で79.8%と最も高いです。しかしながら、過去の世論調査を追ってみると減少傾向にあり（グラフ1）、また、年齢別でみると将来を担う若い世代の関心が低いことが明らかです（表2）。

日本の政府や国民は「すべての拉致被害者を必ず取り戻す」という強い決意を、北朝鮮当局に対して表し続けるために、どのようなことが必要だと考えられますか。

自分の考えを書いた上で、グループで意見を交換してみましょう。

【グラフ1】北朝鮮への関心事項として「日本人拉致問題」をあげた割合の推移（複数回答）



【表2】北朝鮮への関心事項として「日本人拉致問題」をあげた年代別割合変化

	H29 (%)	H30 (%)	R元 (%)	R2 (%)	R3 (%)
18～29 歳	64.9	70.4	62.2	74.6	65.1
30 代	67.5	68.4	74.1	74.5	71.2
40 代	76.0	81.1	74.8	81.3	75.1
50 代	84.3	83.2	85.9	83.7	76.9
60 代	85.3	91.3	80.3	90.9	89.3
70 代	79.8	83.9	79.5	87.4	88.4

解説 拉致問題について考えよう

1 ねらい

学習の目的は、教職員と生徒が、北朝鮮当局による日本人拉致問題の事実を知ること、またその問題が、被害者のみではなく日本の主権や私たちの人権を脅かす問題であり、国際社会を挙げて取り組むべき問題であることを認識できるように指導することである。

指導する上で、つぎのポイントに注意したい。

- ① 北朝鮮当局による拉致問題の概要について指導を丁寧に行いたい。
- ② 北朝鮮当局に対する非難よりも、人権侵害行為に対する人権課題として学習を展開したい。
- ③ 朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことに注意したい。

以上のことに注意しながら、政府発表資料をもとに、内容を整理する活動、人権についての理解、また拉致被害者の言葉から拉致被害者の気持ちについて考える活動により進める。

2 進め方

展開例（50分 3～4人のグループをつくる）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (10分) ① (1)について、自分の考えをまとめる、グループで他の意見を聞く。 ② (2)を丁寧に読み、日本で何が起きたのかを整理する。	○ 生徒個々のペースで読んでもよいし、授業者が声を出して、内容を整理しながら、読み進めてもよい。言葉の説明が必要になる場合もある。 ○ 詳しい時系列がないため、時代を追って、丁寧に説明したい。
2 ワーク2 (15分) ① 各自で(1)～(2)に取り組む。その後、答えを確認する。横田早紀江さんの文章を読んで拉致被害者家族の気持ちを想像して書く。	○ 小問毎に解説をして進めてもよいし、ワーク2すべての取り組みが終わった段階で、(1)・(2)の意見交換を行ってもよい。 ○ 時間がある場合は、教室全体で共有してもよい。

3 ワーク 3 (15 分) ① ワーク 1 とワーク 2 それぞれを確認しながら、被害者の人権のどの部分が侵害されているのかを考える。	○ 生徒が自らワーク 1 とワーク 2 の内容を確認しながら、ワーク 3 を進めたい。
4 ワーク 4 (10 分) ① 拉致被害者の人たちの人権を守る取り組みとして、どのようなことができるかを考える。	○ 時間に余裕がある場合は、教室全体で共有してもよい。

3 解説

1 ねらいでも述べたように、この学習は、北朝鮮当局による日本人拉致問題の事実を整理する内容、その問題が人権のどのような部分を奪っている、もしくは脅かしている問題なのかを確認する内容、被害者家族の立場になって考える内容の構成になっている。

平成 18 年（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されるとともに、平成 23（2011）年 4 月 1 日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられた。「基本計画」では、「拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。」としており、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」こととされている。

拉致問題を授業で扱う際は、「映画『めぐみ』」、「アニメ『めぐみ』」、「『ただいま』～の声を聞くために～」の活用についても検討するとともに、「人権学習ワークシート集Ⅵ—人権教育実践例・指導の手引き（高校編 第 15 集）—」、「人権学習ワークシート集Ⅶ—人権教育実践例・指導の手引き（高校編 第 16 集）—」などを参照してほしい。

（1）ワーク 1 について

北朝鮮当局による拉致被害問題を知ることがねらいとしている。1970 年代から起きた、日本人拉致問題については、高校生はもちろん、詳しく知らない教職員も少なくなく、この学習を取り上げた授業の参加者全体で認識したい。

（２）ワーク 2 について

拉致被害者家族の気持ちについて考えることをねらいとしている。大切な人を拉致によって突然失ってしまったこと、生存の希望をもっても行方がわからないこと等、納得できないことが続いていることを踏まえて、横田早紀江さんの気持ちを彼女の言葉から考えたい。そして、拉致の怖さや人権を侵害することについて改めて考えたい。

（３）ワーク 3 について

北朝鮮当局による拉致問題が、拉致被害者が侵害されている人権について世界人権宣言から考えることをねらいとしている。

（４）ワーク 4 について

拉致問題を解決するためには、「すべての拉致被害者を取り戻す」という決意を北朝鮮当局に対して表し続けることが必要だという認識の上で、自分たちがどのようなことができるのかを考えたい。

<引用文献>

- ・「めぐみと私の 35 年」 横田早紀江 著 新潮社 平成 24 年 8 月

<参考資料>

- ・「必ず取り戻す！ 北朝鮮による日本人拉致問題」 政府広報オンライン
- ・「北朝鮮による日本人拉致問題」 外務省
- ・「外交に関する世論調査」 内閣府世論調査
<https://survey.gov-online.go.jp/index-gai.html>
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 文部科学省
平成 20 年 3 月